

[事案 29-71] 据置保険金引出無効請求

・平成 29 年 12 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

無断で据置保険金が引き出されていたとして、本来あるべき据置残高と利息の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 62 年 1 月に契約した養老保険の満期保険金の一部を平成 9 年 1 月に据置金としたが、以下の理由により、未受領の据置金と利息を支払ってほしい。

- (1)平成 9 年 7 月に窓口で据置金の一部引出手続をし、銀行口座に振り込まれたが、平成 10 年から平成 12 年に窓口または生保カードで引き出された残りの据置金は受領していない。
- (2)生保カードの作成を申し込んでおらず、同カードは無断で作成されたものである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)生保カードは、本契約の届出印により申込みがなされており、第三者による無断申込みではない。
- (2)据置金の引出しに際し、窓口では本人確認が行われており、カードでの引出しにはカード作成時に設定した暗証番号入力が必要であるので、引出しを行ったのは申立人である。
- (3)仮に申立人に無断でカードを使用して引出しが行なわれたとしても、真正なカードと正しい暗証番号による引出しであるので、カード規定により当社は免責される。または、据置期間満了日から 3 年を経過しており、保険金据置支払取扱細目に基づき時効である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、据置金引出しに関する経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、据置金の各引出しを行ったのは申立人であることが認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。